

長野県出資等外郭団体改革状況検証シート

(第2回専門部会(平成19年5月11日開催)提出資料)

(財)長野県下水道公社	P 1
(財)長野県文化振興事業団	P 2
(財)長野県建築住宅センター	P 3
(特)長野県住宅供給公社	P 4
(財)長野県暴力追放県民センター	P 5
(財)長野県消防協会	P 6
(財)長野県長寿社会開発センター	P 7
(社福)長野県社会福祉事業団	P 8

長野県出資等外郭団体改革状況検証シート (公益・特別法人用)

1 団体の概要

団体名 (所在地)	財団法人 長野県下水道公社 (長野市大字南長野字幅下667-6 長野県土木センター内)		代表者	栗林 俊春	
設立根拠	民法	設立年	平成3年	県所管部局 (課)	生活環境部(生活排水対策課)
〔設立の沿革〕		〔設立目的(寄付行為・定款上)〕			
<ul style="list-style-type: none"> 平成元年、県議会下水道促進・都市問題対策議員連盟総会で公社設立が要請される。 平成2年、下水道公社設立研究会が開催される。 平成3年、財団法人長野県下水道公社設立される。 		県内の下水道事業の円滑かつ効率的な推進及びこれに携わる職員の技術の向上を図るため、下水道事業の調査、設計及び施工管理、下水道の維持管理、下水道に関する研修等の事業を実施し、もって下水道の整備を促進し、併せて公共水域の水質保全及び県民生活の向上に資する。			
		〔具体的な事業内容〕			
		<ul style="list-style-type: none"> 下水道に関する普及啓発事業(パンフレットの作成、イベントの実施) 市町村の委託を受けて市町村が施行する下水道工事に伴う調査、設計及び施工管理 流域下水道の終末処理場、公共下水道の終末処理場の維持管理 下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習 			
		〔事業執行状況を示す主な指標〕			
		<ul style="list-style-type: none"> 建設工事施工管理受託(千円) h15:365,624 h16:268,238 h17:264,006 流域下水道維持管理業務受託(千円) h15:2,768,719 h16:2,796,902 h17:2,859,118 広域維持管理業務受託(千円) h15:624,222 h16:632,035 h17:555,644 排水設備工事責任技術者講習会(千円) h15:17,333 h16:15,991 h17:6,984 			
基本財産(円)	40,000,000	うち県の出 捐額(円)	20,000,000	県出捐 率(%)	50.0%
		〔主な出捐者・出捐額(円)・出捐率(%)〕			
		市町村 20,000,000円 50%			

* 役員員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

役員数	年 度		H15	H16	H17	H18	
	役員数	常 勤	うち県職員	2	2	2	2
非 常 勤		うち県職員	0	0	0	1	
職員数	常 勤	うち県職員	86	79	83	84	
	非 常 勤	うち県職員	43	32	28	28	
県職員計(非常勤役員除く)			0	0	0	0	
			43	32	28	29	
役員平均年齢	57.5	役員平均年収(千円)	7,298	職員平均年齢	47.1	職員の平均年収(千円)	5,345

(注1)役員平均年齢は、常勤役員のみです。(注2)平均年齢等は、技術センター職員(4名)は除外して計算しました。

* 次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円、%)

収支状況	当期収入合計	3,707,958	(3,797,507)	県費受入状況	補助金	(0)
	当期支出合計	3,701,224	(3,787,241)		事業費	(0)
	当期収支差額	6,734	(10,266)		運営費	(0)
	次期繰越額	404,593	(384,665)		交付金	(0)
財務・資産関係指標	自主事業比率	56.7	(55.8)	負担金	(0)	
	公益事業比率	100.0	(100.0)	委託料	2,859,118 (2,768,719)	
	収支比率	100.2	(100.3)	貸付金	(0)	
	人件費比率	0.6	(0.8)	出捐金	(0)	
	管理費比率	1.9	(2.2)	損失補償年度末残高	(0)	
	事業支出伸び率	0.7	(3.3)	人件費関係費用(再掲)	286,870 (304,006)	
	補助金等比率	89.6	(90.1)			

経営計画等の策定状況	
民間(NPO含む)との競合状況	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理業務のうち、運転操作業務、水質試験業務については民間に委託している。 維持管理業務について、県の入札参加登録を行う業者は増加している。
情報公開の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開規程に基づき、県に準じて公開(h14.4.1~)・ホームページを開設し、事業内容、入札情報等を公表している。

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針	県関与の廃止	
改革実施プラン策定	-	

改革基本方針及び改革実施プランの概要		実施状況	
実施年月		実施年月	
平成16年度から	<ul style="list-style-type: none"> 土木部長の理事長併任を見直し、県派遣職員を縮減(15年度:43名 16年度:32名 11名) 支所体制を見直し、県職員の職免従事を廃止 プロパー職員の係長級への登用 	H16年3月 H16年3月 H16年4月 H16年4月 H16年4月 H16年4月以降 H17年4月 H17年11月 H18年4月	<ul style="list-style-type: none"> 佐久、豊科、伊那支所の廃止 建設事務所職員の職免従事を廃止 理事長の土木部長併任を廃止し、県職員OBが専務・理事長となる。 本社の2部2課制を廃止し、1局3課制とする。 現地管理事務所1名を係長級へ登用 県派遣職員の縮減(h15:43名 h16:32名、h17:28名、h18:29名) 本社1名を係長級へ登用 現職部長級が理事長として派遣される。 現地管理事務所2名を係長に登用する。
平成19年度から	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の要請を踏まえ受託業務を見直し、管理・監督業務、積算業務等に特化 		
平成20年度から	<ul style="list-style-type: none"> 流域下水道維持管理業務を見直し、発注業務は県直接、公社は民間業者が行う運転操作の評価・監視業務について、県の業務を補完 県の人的関与の廃止 		

〔監査結果等〕	(平成18年度委員監査) 平成20年度には流域下水道維持管理業務は県が直接発注し、下水道公社は受託業者の運転・管理業務のプロパー職員による評価監視業務を行うこととして改革が進んでいます。しかしながら、平成3年の設立から歴史も浅いため、専門的な職種である電気や機械の技術職が少ないなど職員の専門能力が育っていないという問題点があります。
---------	--

〔団体の課題〕	流域下水道業務の県直営化に伴う課題 1 国際一般競争入札に関連する課題 県が直接発注業務を行うとWTO協定(政府間調達に関する協定)に基づき、国際一般競争入札を行わなければならない。次の課題が生じる。 (1)管理リスクの増大 外資系企業が受託した場合、他県の例から見て円滑な運転に支障をきたすことが懸念される。 (2)県内事業者の受注機会の減少 事故や災害時等の緊急対応や災害復旧等に重要な役割を担う、地域に根ざした県内事業者の受注機会を減少させることになる。 2 コスト削減には中立 流域下水道の管理運営には直営化を行ったとしても、専門技術を持った公社プロパー職員のノウハウが必要であり、人員削減とコスト削減に繋がらない。 3 労働者派遣法違反の可能性 現在想定する平成20年度以降の管理運営組織では、公社職員が県職員の指揮命令を受けることが見込まれ、労働者派遣法違反する可能性がある。 公社育成の観点からの課題 下水道公社は、市町村の公共下水道の維持管理を請け負っており、その役割は大きい。公社設立が平成3年であることから、管理監督を行う職員はまだ育成されておらず、公社の健全な運営にはもう少し早く県職員の派遣が必要である。
---------	--

長野県出資等外郭団体改革状況検証シート (公益・特別法人用)

1 団体の概要

団体名 (所在地)	財団法人 長野県文化振興事業団 (長野市若里1-1-3)		代表者	腰原愛正	
設立根拠	民法	設立年	昭和54年	県所管部局 (課)	生活環境部(生活文化課)
〔設立の沿革〕		〔設立目的(寄付行為・定款上)〕			
昭和54年、県立文化施設等の管理運営を受託する公益法人として、県が全額出資し設立		長野県が設置する文化施設及びその他の施設の管理運営並びに埋蔵文化財の調査及び研究その他必要な事業を行い、もって長野県民の文化の向上に寄与する。			
飯田創造館をはじめ、以降順次開設した文化施設や教育委員会から知事部局に移管(補助執行)を受けた信濃美術館が対象施設に加えられた		〔具体的な事業内容〕			
平成10年に(財)長野県埋蔵文化財センター(解散)の業務を引き継ぐ		・県民文化会館、伊那文化会館、信濃美術館及び飯田創造館を指定管理者として管理代行			
平成18年から、指定管理者として県立文化施設のうち、県民文化会館、伊那文化会館、飯田創造館、信濃美術館を管理		・埋蔵文化財の発掘及び研究 ・自主企画事業の実施			
		〔事業執行状況を示す主な指標〕			
		・県民文化会館利用者 H15 399,396人、H16 400,226人、H17 384,701人 ・伊那文化会館利用者 H15 128,629人、H16 153,863人、H17 137,089人 ・信濃美術館入館者 H15 186,774人、H16 139,612人、H17 183,330人 ・飯田創造館入場者数 H15 89,554人、H16 73,994人、H17 62,258人			
基本財産(円)	20,000,000	うち県の出 捐額(円)	20,000,000	県出捐 率(%)	100.0%
〔主な出捐者・出捐額(円)・出捐率(%)〕					

* 役職員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

役 職 員 数	年 度		H15	H16	H17	H18	
	役員数	常 勤		3	3	3	(1)
うち県職員			1	1	1	0	
職員数	非 常 勤		11	10	10	6	
	うち県職員		2	2	2	1	
職員数	常 勤		39	35	32	28	
	うち県職員		70	65	37	27	
非 常 勤			28	28	31	28	
県職員計(非常勤役員除く)			71	66	38	27	
役員平均年齢	64.6	役員平均年収(千円)	10,954	職員平均年齢	42.0	職員の平均年収(千円)	6,420

* 次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円、%)

収 支 状 況	当期収入合計		1,933,564	(2,502,864)	県 費 受 入 状 況	補助金	12,843	(21,300)	
	当期支出合計		1,927,706	(2,499,150)		事業費	12,843	(21,300)	
	当期収支差額		5,858	(3,714)		運営費	0	(0)	
	次期繰越額		29,081	(26,941)		交付金	0	(0)	
財 務 ・ 資 産 関 係 指 標	自主事業比率	100.0	(100.0)	正味財産比率	24.3	(16.8)	負担金	5,500	(5,500)
	公益事業比率	94.9	(96.3)	流動比率	118.2	(111.5)	委託料	1,120,972	(1,890,956)
	収支比率	100.3	(100.1)	固定比率	43.2	(42.9)	貸付金	0	(0)
	人件費比率	35.3	(37.9)	固定長期適合率	43.2	(42.9)	出捐金	0	(0)
	管理費比率	72.5	(76.6)	借入金依存率	0.0	(0.0)	損失補償年 度末残高	0	(0)
	事業支出伸び率	105.3	(108.8)				人件費関係費 用(再掲)	681,099	(946,658)
	補助金等比率	1.3	(1.4)						

経営計画等の策定状況	
民間(NPO含む)との競合状況	
指定管理業務は、民間事業者と競合する	
情報公開の取組状況	
・情報公開要綱に基づき県に準じて公開 ・館ごとにホームページを開設し、事業内容などを公表	

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針	県の人的関与の抜本的な縮減	
改革実施プラン策定	-	

改革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況	
実施年月		実施年月	
H16年9月まで	経営検討会議を設置し、文化会館館長への専門知識が豊富な人の登用、組織・役員体制等の検討を行う	H16年9月まで	経営検討会議を設置し、文化会館館長への専門知識が豊富な人の登用、組織・役員体制等の検討を行った
H17年度から	・文化会館長に専門知識の豊富な人を採用 ・歴史館の県直営化	H17年4月	・伊那文化会館長に専門知識豊富な民間人を登用 ・歴史館の県直営化
		H17年5月	・理事定数見直し
		H17年10月	・プロパー職員の管理職への登用
H18年度から	・指定管理者制度への移行 ・県派遣職員を事務局員及び学芸員等に限定	H18年4月	・指定管理者制度への移行 ・県派遣職員を減員 (H17 12人 H18 学芸員1人(埋文センターを除く))
		H18年5月	・県民文化会館長に専門知識豊富な民間人を登用
		H19年4月	・県派遣職員を2名増員 (H17 1人 H18 3人(埋文センターを除く))

〔監査結果等〕
(平成16年 包括外部監査 結果) ・資産の総額に、変更があった場合には、変更登記が必要 ・(歴史館)「需用費」で購入したエアコンが、備品(資産)台帳に記載されていなかった
(平成17年 財政的援助団体等の監査) 指導事項等なし

〔団体の課題〕
改革基本方針に基づき、県の人的関与を縮減(H17 12人 H18 1人(埋文センター除く))したが、事業団に管理職となるべき人材が育っていない現状から、事業団の円滑な運営に支障が生じている。(当面の対応として、平成19年4月から県派遣職員を2名増員)

長野県出資等外郭団体改革状況検証シート (公益・特別法人用)

1 団体の概要

団体名 (所在地)	財団法人 長野県建築住宅センター (長野市篠ノ井御幣川306番地1)		代表者	理事長職務執行者 専務理事 井出和明	
設立根拠	民法	設立年	昭和47年	県所管部局 (課)	住宅部(建築管理課)
〔設立の沿革〕			〔設立目的(寄付行為・定款上)〕		
昭和47年に建築基準法に定める特殊建築物等の定期報告制度の正しい知識の普及とその事務を担う目的で財団法人長野県建築安全協会として設立 その後多様化する県の住宅行政の付託に応えるため、各種事業を取り入れる中で昭和63年に財団法人長野県建築住宅センターに改称、改組			建築物、建築設備及び工作物に関する安全対策の推進、住宅の品質確保の推進、住宅関連産業の振興、建築物等に関する情報の提供及び良好な街づくりの推進を行なうことにより、地域住民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって地域社会に貢献することを目的としてい		
〔具体的な事業内容〕			〔事業執行状況を示す主な指標〕		
・ 建築物等の確認・検査 ・ 特殊建築物等の定期報告調査・検査報告の指導啓発 ・ 住宅の性能評価、性能保証及び完成保証業務 ・ 住宅関連産業振興のための、調査、研究等			・ 建築物等の確認件数(件) H15:3,521 H16:5,185 H17:5,965 ・ 建築物等の定期報告件数(件) H15:9,516 H16:9,488 H17:9,772 ・ 性能保証住宅登録件数(件) H15:1,152 H16:989 H17:893		
基本財産(円)	23,600,000円	うち県の出 捐額(円)	5,000,000円	県出捐 率(%)	21.2%
〔主な出捐者・出捐額(円)・出捐率(%)〕					
自己資金 12,500,000円 53.0% (社)長野県建設業協会 1,600,000円 6.8% (社)長野県建築士会 1,600,000円 6.8%					

* 役職員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

役職員数	年 度		H15	H16	H17	H18	
	役員数	常 勤		2	1	1	2
うち県職員			0	0	0	1	
職員数	非 常 勤		16	16	16	15	
	うち県職員		2	2	2	0	
職員数	常 勤		14	18	21	23	
	うち県職員		3	3	2	0	
非 常 勤			5	4	5	5	
県職員計(非常勤役員除く)			3	3	2	1	
役員平均年齢	64	役員平均年収(千円)	3,437	職員平均年齢	61	職員の平均年収(千円)	3,270

* 次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円)

収 支 状 況	当期収入合計	196,457 (171,589)		県 費 受 入 状 況	補助金	0 (26,567)	
	当期支出合計	193,589 (159,012)			事業費	0 (0)	
	当期収支差額	2,868 (12,577)			運営費	0 (26,567)	
	次期繰越額	63,495 (53,137)			交付金	0 (0)	
財 務 ・ 資 産 関 係 指 標	自主事業比率	100.0 (99.7)	正味財産比率	97.7 (96.0)	負担金	0 (0)	
	公益事業比率	100.0 (100.0)	流動比率	46,787.5 (2,638.8)	委託料	0 (0)	
	収支比率	101.5 (107.9)	固定比率	55.4 (54.0)	貸付金	0 (0)	
	人件費比率	12.6 (16.9)	固定長期適合率	54.2 (52.8)	出捐金	0 (0)	
	管理費比率	20.7 (24.1)	借入金依存率	0.0 (0.0)	損失補償年 度末残高	0 (0)	
	事業支出伸び率	10.7 (13.7)			人件費関係費 用(再掲)	0 (26,567)	
補助金等比率	0.0 (12.5)						

経営計画等の策定状況

・ 特に策定していない

民間(NPO含む)との競合状況

・ 建築確認・検査業務の民間開放後、中信地区に民間指定確認検査機関が1社進出し、競合問題が発生している。

情報公開の取組状況

・ 情報公開規程に基づき公開(H14.12.3~)
・ ホームページを開設し、業務内容を公表

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針	県関与の廃止	
改革実施プラン策定	-	

改革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況	
実施年月		実施年月	
平成16年度	・ 運営費補助の縮減(派遣職員3人分を2人分へ) ・ 団体への随意契約の廃止	平成16年度	・ 運営費補助の縮減(1名 8,633千円) ・ 県が団体に随意契約していた統計調査の廃止 発注方法を見直し民間業者と契約
平成17年度	・ 県職員派遣の縮減(3人を2人へ) ・ 県職員派遣及び運営費補助の廃止	平成17年度	・ 県職員派遣の縮減(1名減らし、職員派遣2名) ・ 運営費補助の廃止(職員2名分人件費は団体負担)
平成17年度末	・ 県職員派遣及び運営費補助の廃止	平成17年度末	・ 県職員派遣の廃止
		平成18年度	・ 県職員1名を派遣 姉歯事件以降建築確認等の厳格化に対応するため

〔監査結果等〕	
・ 財政的援助団体等の監査(H17.12.9実施)	
【監査結果】	
指摘事項等なし	
【意見】	
1 改革基本方針の実施状況 今後公益法人としての存在意義について建築確認検査業務の事業割合や制度のあり方を公益事業を含めた県の対応により再検討していくこと。	
2 耐震性検査 今後の建築確認検査、構造計算のあり方について県民の期待に応える方策を実行していくこと。	
3 品質管理体制の強化 今後、耐震強度偽装問題を契機に抜本的な法令改正等が予想されるため、研修の充実や内部検査体制の強化を進め、県民の期待に応えること。	

〔団体の課題〕

- 平成11年の建築基準法改正に伴う建築確認制度の民間開放により、平成12年3月センターは指定確認検査機関として知事指定を受け、統廃合された地方事務所(埴科・上高井・南安曇)管内の業務を担当し、さらには平成17年度に松本、上田地区まで業務区域を拡大している。しかし、中信地域に全国指定の大手民間指定確認検査機関が進出しているため、競合問題が発生しており、経営は厳しい環境になっている。
- 特殊建築物や昇降機等の所有者は、専門有資格者に定期的に検査させ、その結果を特定行政庁(県知事又は長野、松本、上田市長)に報告が義務付けられているが、この業務を設立当時からセンターと防災協会が協同で実施している。県がこの業務を直接実施する場合、各地方事務所に職員を配置しなければならず、行財政改革を進める中で事実上不可能となっている。
- 姉歯事件に端を発した耐震偽装事件の再発を防止し建築確認・検査の厳格化を図ることを目的に、平成18年建築基準法が改正され、一定の高さ以上の建築物について平成19年6月から第三者機関による構造計算審査が義務付けられることになった。民間機関の進出予定がない本県では、国等の指導を受け、構造計算適合性判定機関としてセンターを知事が指定する予定で準備を進めている。
新しく導入される制度であり、特定行政庁(県、3市)及び民間指定確認検査機関との技術的な調整等の業務を行うため、センターに構造計算を専門とする県職員2人の派遣を行った。

長野県出資等外郭団体改革状況検証シート (商法法人用)

1 団体の概要

団体名 (所在地)	長野県住宅供給公社 (長野市南県町1003-1)		代表者	太田 安男	
設立根拠	地方住宅供給公社法	設立年	昭和40年	県所管部局 (課)	住宅部(建築管理課)
(設立の沿革)		(設立目的(寄付行為・定款上))			
・昭和30年、財団法人長野県住宅公社として設立。 ・昭和40年、地方住宅供給公社法が施行されたことに伴い、長野県住宅供給公社として改組。		住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団団地及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の住生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。			
		[具体的な事業内容]			
		・分譲事業(一般分譲住宅、宅地分譲) ・市街地整備事業(市街地住宅整備事業、街づくり建築物事業、ファミリー賃貸住宅事業) ・管理受託事業(県営住宅、県職員宿舎) ・建設受託事業(市町村営住宅、市町村賃貸住宅)			
		[事業執行状況を示す主な指標]			
		・分譲事業(一般分譲及び宅地分譲の合計) H15:124区画 H16:61区画 H17:64区画 ・ファミリー賃貸住宅事業 H15:169戸、H16:71戸、H17:6戸 ・県営住宅管理 H15:9222戸、H16:9127戸、H17:9057戸 H18~指定管理者制度で受託			
基本財産(円)	60,560,000円	うち県の出 捐額(円)	60,560,000円	県出捐 率(%)	100.0%
		[主な出捐者・出捐額(円)・出捐率(%)]			
		-			

* 役職員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

役職員数	年 度		H15	H16	H17	H18	
	役員数	常 勤	役員数	4	4(1)	3(1)	3(1)
うち県職員			0	0	0	0	
非 常 勤		役員数	5	5	5	5	
		うち県職員	3	3	3	3	
職員数	常 勤	職員数	51	43	40	37	
		うち県職員	0	0	0	0	
	非 常 勤	職員数	3	7	5	7	
		県職員計(非常勤役員除く)	0	0	0	0	
役員平均年齢	60.0	役員平均年収(千円)	3,702	職員平均年齢	47.9	職員の平均年収(千円)	7,973

* 次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円、%)

収 支 状 況	17年度		15年度		県 費 受 入 状 況	17年度		15年度		
	売上高	5,033,623	(9,489,442)	補助金		32,086	(33,969)	事業費	32,086	(33,969)
営業損益	203,172	(170,898)	運営費	0	(0)	交付金	0	(0)		
経常損益	187,059	(103,800)	負担金	6,285	(6,859)	委託料	884,495	(890,818)		
当期損益	206,185	(1,257,765)	貸付金	2,709,980	(3,666,180)	貸付金	2,709,980	(3,666,180)		
次期繰越損益	0	(0)	出捐金	0	(0)	出捐金	0	(0)		
財 務 資 産 関 係 指 標	収支比率	103.8 (101.1)	自己資本比率	7.4 (3.9)	損失補償年度末残高	0	(0)	人件費関係費用(再掲)	0	(0)
	人件費比率	6.8 (3.5)	流動比率	735.5 (437.3)						
	売上高総利益率	8.8 (4.9)	固定比率	871.4 (1,752.5)						
	売上高営業利益率	4.0 (1.8)	固定長期適合率	97.0 (106.6)						
	売上高経常利益率	3.7 (1.1)	借入金依存率	42.1 (49.4)						
		自己資本純利益率	8.0 (81.3)							
		使用総資本経常利益率	0.5 (0.3)							

経営計画等の策定状況

平成13年度に公社で策定した「改革ビジョン」から5年を経過したことから、平成18年度、「中期事業計画」を策定し、平成19年度から21年度までの計画として実施する予定。

民間(NPO含む)との競合状況

分譲住宅、宅地造成、市街地住宅整備事業については、民間企業が主体であるが、県・市町村と連携した施策性の高い分野(耐震化の促進、高齢者向け賃貸住宅の供給や賃貸住宅のバリアフリー化、公営住宅管理など)は採算性等から参入意欲は低い。

情報公開の取組状況

- ・情報公開規程に基づき、県に準じて公開
- ・ホームページを開設し、事業内容を公表

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針	事業の縮小(制度改正後に改革基本方針を見直し)	
改革実施プラン策定	-	

改革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況	
実施年月		実施年月	
	国の制度改正後改革基本方針の見直し	H17年6月	地方住宅供給公社法改正(自主解散規定創設)基本方針見直し中
	事業の縮小	H17年度~ H18年度~	市街地住宅整備事業から撤退 ファミリー賃貸住宅事業から原則撤退
		H16~18年度 H17年度	借入金(繰上げ償還:約43億円) 借入金(低利資金へ借り換え:11億円)
H16年6月	県が国へ制度改正にあたって提言	H16年6月	国へ法改正にあたって債務継承の制度化を提言
		H18年12月	平成19年度から3年間の「中期事業計画」策定

(監査結果等)

財政的援助団体等の監査(H18.11.9実施)

【意見】

1. 速やかな改革基本方針の見直し
2. 借入金の縮減
3. 保証及び損失補償債務への対応強化
4. 県営住宅等の管理業務を行う民間事業者の育成
5. 建物等保有資産の有効活用による財務内容の充実

(団体の課題)

1 平成17年6月地方住宅供給公社法が改正され自主解散規定が新設されたが、債務の清算に係る規定まで整備されなかったため、長期割賦債権、損失補償・債務保証契約など公社と個人間の多額(損失補償126億円、連帯債務199億円:平成17年度決算)の長期契約の引継ぎ先の確保ができない。このため、公社を解散させ清算することはできない。

2 地方住宅供給公社法とともに改正された公営住宅法において、住宅公社は県住・市町村営住宅の一体的管理が可能な自治体以外の唯一の機関として位置づけられた。

3 事業縮小を進めるため、保有する資産(498区画:和田西原除く)の早期売却を進めたが、県内の地価が10年連続して下落するなどの中、分譲開始から5年以上を経過した分譲地は426区画、うち10年以上経過した分譲地は217区画となっている。

長野県出資等外郭団体改革状況検証シート (公益・特別法人用)

1 団体の概要

団体名 (所在地)	財団法人 長野県暴力追放県民センター (長野市南長野幅下692-2)		代表者	安川 英昭
設立根拠	民法	設立年	平成3年	県所管部局 (課)
[設立の沿革]		[設立目的(寄付行為・定款上)]		
平成3年、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律の制定に伴い、不当要求行為等に対して規制できることとなったことに加え、被害予防を資するための民間団体の活動を促進することになり、(財)長野県暴力追放県民センターが設立された。		県民の暴力追放意識の高揚を図るとともに、暴力追放活動を推進し、もって暴力のない安全で住み良い社会づくりに寄与することを目的とする。		
[具体的な事業内容]		[事業執行状況を示す主な指標]		
・広報啓発活動(県民大会の共同開催) ・協力支援事業(暴排資料の作成配布)		・責任者講習受講者 H15 = 26回1,280人 H16 = 31回1,553人 H17 = 71回2,950人		
・暴力相談事業(常設、巡回相談) ・受託事業(不当要求防止のための責任者講習)		・暴力相談受理 H15 = 172件 H16 = 247件 H17 = 245件		
・暴力団からの離脱、社会復帰対策事業		・暴力団監視情報収集事業		
基本財産(円)	345,960,000円	うち県の出 捐額(円)	200,000,000円	県出捐 率(%)
		[主な出捐者・出捐額(円)・出捐率(%)]		
		・県市長会 12,000,000円 (3.5%)		
		・八十二銀行 8,000,000円 (2.3%)		

* 役職員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

役職員数	年 度		H15	H16	H17	H18	
	役員数	常 勤		1	1	1	1
うち県職員			0	0	0	0	
非 常 勤			22	22	21	21	
		うち県職員	8	8	8	8	
職員数	常 勤		2	2	2	2	
		うち県職員	0	0	0	0	
	非 常 勤		0	0	0	0	
			0	0	0	0	
県職員計(非常勤役員除く)			0	0	0	0	
役員平均年齢	65歳	役員平均年収(千円)	-	職員平均年齢	50.5歳	職員の平均年収(千円)	3,225千円

* 次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円、%)

収 支 状 況	当期収入合計	28,554	(24,737)	県 費 受 入 状 況	補助金	12,461	(19,113)
	当期支出合計	28,456	(24,764)		事業費	7,758	(11,336)
	当期収支差額	98	(27)		運営費	4,703	(7,777)
	次期繰越額	1,215	(1,115)		交付金	0	(0)
財 務 ・ 資 産 関 係 指 標	自主事業比率	65.0	(89.1)	負担金	0	(0)	
	公益事業比率	41.8	(50.7)	委託料	4,340	(1,430)	
	収支比率	100.3	(99.9)	貸付金	0	(0)	
	人件費比率	21.9	(31.7)	出捐金	0	(0)	
	管理費比率	31.9	(41.9)	損失補償年 度末残高	0	(0)	
	事業支出伸び率	99.7	(99.4)	人件費関係費 用(再掲)	6,245	(7,849)	
	補助金等比率	56.6	(79.4)				

経営計画等の策定状況

民間(NPO含む)との競合状況

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき設立されている団体であり、県内に同様の団体はなし。

情報公開の取組状況

事業報告書及び収支計算書の公開(H14.4.1~)、インターネット・ホームページの開設(H14.5.1~)

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針	県関与の廃止(県警の自己改革による暴力追放体制の強化、自発的な意思に基づく広範な民間運動の推進)	
改革実施プラン策定	-	(県からの補助金をH17年度から順次減額し、H19年度から廃止)

改革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況	
実施年月		実施年月	
平成16年度	・暴追体制の強化 (県警の自己改革) (知事部局で担うべき業務があるか精査) (自発的意思に基づく広範な民間運動の推進)		
平成17年度	・賛助会員募集活動の推進 ・県補助金の減額(対前年2/3)	平成17年度	・暴追センター事業の精査と県警との費用負担の見直し (暴追県民大会の共同開催等) ・インターネットによる県民ネットワークを構築し、各種情報を提供 ・自治体、企業等への賛助会員拡大活動の推進
平成18年度	・賛助会員募集活動の推進 ・県補助金の減額(H16年度比1/3)	平成18年度	・自治体、企業等への賛助会員拡大活動の推進 (推進中)
平成19年度	・賛助会員募集活動の推進 ・県補助金の廃止	平成19年度	・自治体、企業等への賛助会員拡大活動の推進 ・暫定的にH18年度と同額の県補助金が予算措置

[監査結果等]
平成17年度の県監査委員会監査において、監査結果は「指摘事項なし」であったものの、次の意見が付された。 改革基本方針の実施状況 具体的な対応が遅れており、財源面での現実的な対応を進めていくことが必要。 賛助会員制度の普及 センターの存在や業務内容を県民に普及し、一般県民に対して協力依頼を行うべき。

[団体の課題]
新たな活動財源として、市町村、企業等に対する賛助会員拡大活動を行ってきたものの、県が補助金を廃止する一方で、市町村等に賛助会加入を求めることに理解が得られにくいとともに、個人・法人会員にとっては毎年の賛助金納付が大きな負担となるのが実情。こうした事情から、将来的に安定した活動財源を確保することが困難な状況にある。特に、最近、行政対象暴力事犯が増加傾向にあり、県関与が廃止された場合は、行政対象・企業対象暴力に対する情報提供等の協力支援が停滞することを始めとして、無料暴力相談所の開設において、県弁護士会への負担が過重となるなど、長野県の暴排活動に支障を生ずることが危惧される。

長野県出資等外郭団体改革状況検証シート (公益・特別法人用)

1 団体の概要

団体名 (所在地)	財団法人長野県消防協会 (長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎内)		代表者	塩崎貞夫	
設立根拠	民法	設立年	昭和53年	県所管部局 (課)	危機管理局(消防課)
〔設立の沿革〕			〔設立目的(寄付行為・定款上)〕		
・昭和22年11月に任意団体として設立 ・昭和52年に発足30周年記念事業として公益法人化を検討 ・昭和53年12月に財団法人設立			防災思想を啓発し、消防施設の整備改善と消防活動の強化充実を図り、社会の災厄を未然に防止し郷土の安全と県民並びに消防団員の福祉増進に寄与することを目的とする。		
〔具体的な事業内容〕			〔事業執行状況を示す主な指標〕		
・春、秋の火災予防運動 ・団長・事務担当者研修会 ・殉職者慰霊祭			・ポンプ操法大会、ラッパ吹奏大会の開催 ・副団長講習会 ・機関誌の発行		
〔福利厚生事業〕			〔主な出捐者・出捐額(円)・出捐率(%)〕		
基本財産(円)	357,500,000	うち県の出捐額(円)	50,000,000	県出捐率(%)	14.0%
			一般寄付金 227,203,442円 63.6% 市町村 39,741,533円 11.1%		

* 役員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

役員数	年 度		H15	H16	H17	H18	
	役員数	常 勤	うち県職員	0	0	0	0
非常勤		うち県職員	24	24	24	23	
職員数	常 勤	うち県職員	2	2	2	2	
	非常勤	うち県職員	1	0	0	0	
	県職員計(非常勤役員除く)		1	0	0	0	
役員平均年齢	-	役員平均年収(千円)	-	職員平均年齢	46	職員の平均年収(千円)	2,930

* 次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円、%)

収支状況	当年度		前年度		県費受入状況	17年度		15年度	
	当期収入合計	27,779	(42,074)	補助金		0	(13,673)	事業費	0
当期支出合計	21,704	(56,614)	運営費	0	(11,273)	交付金	0	(0)	
当期収支差額	6,075	(14,540)	負担金	0	(0)	委託料	0	(0)	
次期繰越額	26,630	(7,344)	貸付金	0	(0)	出捐金	0	(0)	
自主事業比率	100.0	(100.0)	損失補償年度末残高	0	(0)	人件費関係費用(再掲)	0	(11,273)	
公益事業比率	100.0	(100.0)	正味財産比率	99.3	(99.4)				
収支比率	128.0	(74.3)	流動比率	1,172.0	(323.0)				
人件費比率	30.8	(35.6)	固定比率	93.7	(98.6)				
管理費比率	52.6	(39.6)	固定長期適合率	93.6	(98.6)				
事業支出伸び率	21.8	(115.2)	借入金依存率	0.0	(0.0)				
補助金等比率	0.0	(21.4)							

経営計画等の策定状況	
民間(NPO含む)との競合状況	
情報公開の取組状況	
予算及び財務諸表等について、ホームページ及び広報誌で公表していく	

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針	県関与の見直し (県と市町村及び団体との役割分担の明確化)	
改革実施プラン策定	-	

改革基本方針及び改革実施プランの概要		実施状況	
実施年月		実施年月	
16年度末まで	本部及び支部署務局の体制を検討・決定 県と協会及び市町村の役割分担の明確化、事業の実施主体の整理	H16年3月	本部事務局長への県職員派遣の廃止
17年度から	本部及び支部署務局移管 事業をあるべき実施主体で実施	H17年4月	協会への県補助金の廃止

〔監査結果等〕	
指摘事項等なし	

〔団体の課題〕	
支部(地区協会)事務局体制については、県の人的関与をなくすという基本方針に基づいて検討したが、市町村から引き続き県で事務を行うよう強い要望があること、事務局を移管すると県と消防団の直接の接点なくなり、地域防災力の維持強化の観点から問題があることから、関与をなくすことは現状では困難である。 平成17年度から協会への補助金を廃止し、「消防団充実強化支援事業」の中で、県ポンプ操法大会や地区ポンプ操法大会への支援等(大会実行委員会への負担金及び直接支払い)を実施してきているが、協会からは補助金復活の強い要望がある。	

長野県出資等外郭団体改革状況検証シート (公益・特別法人用)

1 団体の概要

団体名 (所在地)	財団法人 長野県長寿社会開発センター (長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター内)		代表者	理事長 小笠原 和典	
設立根拠	民法	設立年	平成元年	県所管部局 (課)	社会部(長寿福祉課)
〔設立の沿革〕		〔設立目的(寄付行為・定款上)〕			
平成元年、国が策定した「高齢者保健福祉10ヶ年戦略(ゴールドプラン)」の一環として、高齢社会を国民が健康で生きがいを持ち、安心して過ごせる明るい長寿・福祉社会とすることを旨とし、国に「長寿社会開発センター」を、各都道府県に「明るい長寿社会づくり推進機構」を設置して、高齢者の生きがい対策を進めることとしたことに伴い設立		高齢者の積極的な社会活動をはじめ、高齢者の生きがいの増進と健康づくりを推進する諸事業を実施し、もって豊かで活力ある高齢化社会の構築及び発展に資することを目的とする。			
〔具体的な事業内容〕		〔事業執行状況を示す主な指標〕			
・先進的、先駆的モデル事業の調査、情報誌などの発行 ・信州ねんりんピックの開催、全国健康福祉祭への選手派遣等 ・シニアリーダー養成講座の開催、高齢者の社会参加を促進するための研修会開催 ・賛助会の活動支援		・情報誌の発行部数 ・シニアリーダー養成講座参加者数 ・信州ねんりんピック参加者数 ・賛助会の数			
基本財産(円)	333,346,896円	うち県の出 捐額(円)	220,000,000円	県出捐 率(%)	66.0%
		〔主な出捐者・出捐額(円)・出捐率(%)〕 市町村:30,000,000円(9.0%)			

* 役員員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

役員 数	年 度		H15	H16	H17	H18	
	役員数	常 勤	うち県職員	1	1	1	1
非 常 勤		うち県職員	21	20	20	20	
職員数	常 勤	うち県職員	23	22	19	6	
	非 常 勤	うち県職員	4	3	3	2	
	県職員計(非常勤役員除く)		5	4	4	3	
役員平均年齢	-	役員平均年収(千円)	-	職員平均年齢	48	職員の平均年収(千円)	5,184

* 次表は17年度の状況で、()内は15年度

収 支 状 況	当期収入合計		177,995		(198,916)	
		当期支出合計	174,386		(196,084)	
	当期収支差額	3,609		(2,832)		
	次期繰越額	15,077		(9,124)		
財 務 ・ 資 産 関 係 指 標	自主事業比率	73.5	(69.8)	正味財産比率	99.0	(98.6)
	公益事業比率	100.0	(100.0)	流動比率	540.3	(294.4)
	収支比率	102.1	(101.4)	固定比率	95.7	(97.3)
	人件費比率	50.0	(51.6)	固定長期適合率	95.7	(97.3)
	管理費比率	48.2	(51.1)	借入金依存率	0.0	(0.0)
	事業支出伸び率	5.7	(1.6)			
	補助金等比率	70.8	(76.5)			
県 受 入 状 況	補助金	80,933	(98,934)			
	事業費	26,486	(33,025)			
	運営費	54,447	(65,909)			
	交付金		(0)			
負担金		(0)				
委託料	53,196	(57,957)				
貸付金		(0)				
出資金		(0)				
損失補償年度未残高		(0)				
人件費関係費用(再掲)	87,165	(101,165)				

経営計画等の策定状況

平成16年10月に「長野県長寿社会開発センターの今後のあり方」を作成

民間(NPO含む)との競合状況

長野県長寿開発センターは高齢者の「生きがいと健康づくり」、「社会参加活動の促進」を目的として事業を実施している。「生きがいと健康づくり」は、カルチャースクールや各種の資格取得講座などが民間などで開催されている。

情報公開の取組状況

・HPを開設し、センターの役割や事業内容を紹介している。
・情報誌(3月に1回)を発行し、活躍する高齢者などを紹介している。

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針	県関与の抜本的な見直し	
改革実施プラン策定	-	

改革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況	
実施年月		実施年月	
平成16年度～	企画・運営への賛助会員等の参加	平成16年10月 平成18年4月	「長野県長寿社会開発センターの今後のあり方」を作成 地区ごとに、地区賛助会を立ち上げた。
平成16年度～ 平成17年度末	県職員派遣の段階的縮減	平成16年4月 平成18年4月	1名減(県派遣:4名) 1名減(県派遣:3名)
平成18年度か	老人大学の県直営化	平成18年4月	老人大学の運営を県直営とした。

〔監査結果等〕

〔団体の課題〕
改革基本方針に基づき、次の事項について見直しを行ったが、次のような課題が生じている。
1 県職員の段階的縮減 「改革基本方針」に沿って、県派遣職員の段階的縮減により、現在の7名(常務理事を含む)体制では、現行の事業を優先させざるを得ず、今後、センターが強く進めていかなければならない、元気高齢者の社会参加活動の促進を図るためにも、新たな事業を行う必要があるが、実際そこまで手が回らない状況である。
2 企画・運営への賛助会員の参加 賛助会員はその多くが70歳以上であり、社会参加活動を行うことはできても、企画・運営を委ねることは、継続的勤務と事務能力等が必要となるため、困難な状況である。
3 老人大学の県直営化 センターでは高齢者の社会参加活動を促進するにあたり、意識の向上、人づくり・仲間づくりを「老人大学」で行い、さらに指導者養成のためのシニアリーダー養成講座と連携し、卒業後は賛助会に参加して社会活動を行う中で、活動を地域に広めてきた。 このように、センターの人づくり事業の中心として「老人大学」を位置付けてきたが、今年度から「老人大学」を県直営で実施したことにより、支部での元気高齢者施策の推進、地域活動の担い手である賛助会の新たな会員の拡大、センターの他の事業との一環した取り組みなどに支障をきたしており、体系的な施策を実施することが困難となっている。

長野県出資等外郭団体改革状況検証シート (公益・特別法人用)

1 団体の概要

団体名 (所在地)	社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 (長野市若里1570-1 長野県社会福祉総合センター内)		代表者	佐藤 進	
設立根拠	社会福祉法	設立年	昭和39年	県所管部局 (課)	社会部(障害福祉課)
〔設立の沿革〕		〔設立目的(寄付行為・定款上)〕			
S39 経済成長に即して均衡のとれた社会福祉の増進を図るため、県行政と一体となって社会福祉を推進する強力な民間機関の設置が必要であるとの要請から、財団法人として設立。		社会福祉の増進を図るため必要な事業を行うとともに、多様な福祉サービスを利用者の意向を尊重して総合的に提供することにより、利用者が自立した生活を地域社会において営むことができるように支援する。			
S40 知的障害者援護施設「水内荘」の移管経営のため、社会福祉法人として設立。(その後、海津荘、西駒郷、障害者福祉センターの運営を順次受託。)		〔具体的な事業内容〕 ・知的障害者援護施設「水内荘」の設置経営 ・知的障害者総合援護施設「長野県西駒郷」の受託経営(指定管理者) ・長野県障害者福祉センター「サンアップル」の受託経営(指定管理者) ・通所授産施設、グループホームの設置経営、障害者総合支援センター事業の受託			
		〔事業執行状況を示す主な指標〕 ・「長野県西駒郷」の入所者(人) H16:406 H17:326 H18:261 (各年4月1日) ・「サンアップル」の利用者(人) H16:126,995 H17:120,605 H18:105,385 (H18は1月末)			
基本財産(円)	15,000,000	うち県の出 捐額(円)	0	県出捐 率(%)	0.0%
		〔主な出捐者・出捐額(円)・出捐率(%)〕 -			

* 役職員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

役 職 員 数	年 度		H15	H16	H17	H18	
	役員数	常 勤		1	(1)	(1)	(1)
うち県職員			0	0	0	0	
職員数	非常勤		10	8	8	8	
	うち県職員		2	1	1(1)	1(1)	
職員数	常 勤		139	159	223	229	
	うち県職員		11	8	58	36	
	非常勤		13	33	47	63	
	県職員計(非常勤役員除く)		11	8	58	36	
役員平均年齢	57.1	役員平均年収(千円)	-	職員平均年齢	41.1	職員の平均年収(千円)	5,611

* 次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円、%)

収 支 状 況	当期収入合計		2,768,513	(1,736,079)	県 費 受 入 状 況	補助金	230,681	(232,410)	
	当期支出合計		2,576,943	(1,726,040)		事業費	50,839	(61,354)	
	当期収支差額		191,570	(10,039)		運営費	179,842	(171,056)	
	次期繰越額		263,679	(61,926)		交付金	0	(0)	
財 務 ・ 資 産 関 係 指 標	自主事業比率	100.0	(100.0)	正味財産比率	51.2	(62.7)	負担金	0	(0)
	公益事業比率	100.0	(100.0)	流動比率	213.1	(144.7)	委託料	1,031,926	(941,552)
	収支比率	107.4	(100.6)	固定比率	136.6	(123.6)	貸付金	0	(0)
	人件費比率	1.2	(2.6)	固定長期適合率	81.4	(91.8)	出捐金	0	(0)
	管理費比率	5.0	(2.1)	借入金依存率	4.8	(6.9)	損失補償年 度末残高	0	(0)
	事業支出伸び率	52.7	(8.2)				人件費関係費用 (再掲)	30,815	(44,792)
補助金等比率	44.5	(74.0)							

経営計画等の策定状況

平成17年11月に、長野県社会福祉事業団改革アクションプラン(計画年度:平成17~20年度)策定
平成19年度当初策定を目的に、長野県社会福祉事業団長期構想(仮称 計画年度平成19~24年度)策定中

民間(NPO含む)との競合状況

長野県西駒郷(平成17~20年度)、長野県障害者福祉センター(平成18~20年度)の指定管理者に指定されており、今後の指定更新時に同種の社会福祉法人、民間法人との競合が予想される。

情報公開の取組状況

社会福祉法人長野県社会福祉事業団情報公開規則による情報公開、同個人情報保護規則による個人情報の開示のほか、事業団ホームページ、各事業所の広報紙等により随時の情報公開・提供に努めている。

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針	県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す。	
改革実施プラン策定		

改革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況	
実施年月		実施年月	
H17年度	[本部事務局] 社会福祉施設整備等に係る融資事業の県直営化 もしくは廃止	H17.3	[本部事務局] 社会福祉施設整備等に係る融資事業を廃止
H18年度末まで	県派遣職員5名(15年度末現在)の段階的廃止	H19年度	県職員1名派遣予定
H18年度末	県からの運営費補助の廃止 [水内荘]	H19年度	指定管理施設に係る事務費に係る運営費補助 [水内荘]
H16年度末まで	県職員派遣の廃止	H17.3	県職員派遣の廃止
H17年度末まで	[県障害者福祉センター] 県派遣職員5名(15年度末現在)の段階的廃止	H18.3	[県障害者福祉センター] 県職員派遣の廃止
H18年度末から	指定管理者制度へ移行	H18.4	指定管理者制度を導入し、社会福祉事業団を指定
H16年度中	[西駒郷] 社会福祉事業団に全面委託 あわせて県職員の派遣	H17.4	[西駒郷] 指定管理者制度を導入し、社会福祉事業団を指定 県職員の派遣、段階的削減
H19年度末まで	地域生活移行の進捗状況に応じて県職員派遣の 段階的廃止		(H17:51名、H18:33名、H19:17名予定)
H20年度から	原則として支援費のみの管理運営に移行 (地域生活移行の推進に係る経費及び重度の 入所者に係る特別の経費を除く。)		

〔監査結果等〕	
[平成18年度財政援助団体等の監査の結果]	
1 監査結果 指摘事項なし。	
2 意 見 平成20年度からの自立的運営体制への移行に向けて、県職員の段階的廃止、社会福祉振興融資事業の廃止、西駒郷及び県障害者福祉センターの指定管理者制度への移行など方針に従って進められています。今後とも、特色ある社会福祉施設の運営や、利用者ニーズに的確に応えられる福祉サービスの提供に向け努力してください。	

〔団体の課題〕	
1 人的関与 ・従来の県準拠の給与体系から民間社会福祉法人に準じた新給与体系の構築等に必要な長期的視野に立った経営計画の企画立案能力や施設経営のマネジメント能力のある人材が育成されていないこと(本部事務局、西駒郷) ・引き続き西駒郷を利用する方は重度の方が多く、施設運営、地域生活移行の困難性が高まっていること(西駒郷) ・西駒郷利用者の保護者から県職員が全くいなくなることへの不安の声、派遣継続の強い要望が寄せられていること(西駒郷)	
2 財政的関与 [本部事務局] ・西駒郷及び障害者福祉センターの指定管理料に本部事務費が算定されていないことから、今回の指定管理者更新までの間、運営費の不足が生じることとなる。 [西駒郷] ・平成18年4月の障害者自立支援法施行に伴い、事業体系及び報酬体系の大きな制度変更があり、経営見通しが不透明な状況の中で、平成20年度からの県の財政的関与の廃止による事業団の自立的運営はきわめて困難な状況となっている。	